

平成30年度
大磯町内での事故件数

人身交通事故	
発生件数	死者数
83(件)	2(人)
自転車関係事故	
発生件数	構成率
23(件)	27.7(%)
死者数	構成率
0(人)	0(%)



平成30年に町内で発生した人身交通事故は83件で、そのうち自転車関係する事故は23件(27.7%)ありました。
人身事故の全体に占める自転車事故の割合は県内平均の23・2%より3ポイント以上高いことから、自転車交通事故多発地域に指定されています。

子どもや高齢者が自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。自転車による事故で亡くなった方は、6割以上が頭部に致命傷を負っています。ヘルメット着用により事故の死亡率が4分の1になったというデータがあります。

2年連続で大磯町は
自転車交通事故多発地域

ヘルメットを着用しよう！

自転車事故に巻き込まない、巻き込まれないために、一人ひとりの交通安全意識が大切です

自転車も のれば車の仲間入り

守っていますか？ 自転車ルール

自転車は、立派な車両です。運転免許を必要としないものの、その交通ルールは意外と複雑です。今一度確認してみましょう！

・自転車及び歩行者優先標識...この標識のある歩道は、自転車で通行することができます。



歩道では車道側を通行、歩行者優先

自転車は「車両」ですが、歩道で通行できる場合があります。
・道路標識で指定された場合
・一定程度の身体の障がいがある場合
・13歳未満の幼児や児童、70歳以上の人が通行する場合
・車道や交通の状況からやむを得ない場合
歩道で通行する場合は、車道側を通行し、徐行運転、歩行者の進行を妨げる場合は一時停止が必要です



自転車は車道の左側を通行

自転車は「車両」です
車道では左側(自動車と同じ進行方向)を通行しなければなりません。自転車で右側を通行することは、自動車で逆走していることと同じで非常に危険です。



「止まれ」は必ず一時停止

自転車は「車両」です
一時停止をしなければ、立派な交通違反になります。自動車と違って視界が良好なため、ついつい交差点を一時停止せずに通行していませんか？ しっかりと一時停止をし、左右確認をしてから通行しましょう。



自転車保険への加入が義務に！

岡町民課 内線236

「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました

近年の自転車による重大な交通事故の発生とそれに伴う高額な賠償請求事例を受け、万一の自転車事故に備えた保険等への加入を10月1日から義務化する条例が施行されました。

自転車による高額賠償事例
小学生が歩行中の女性と衝突し、女性の意識が戻らない状態となり、監督責任を問われた母親に9,521万円の損害賠償が命じられた(神戸地裁2013年判決)

保険の加入状況をチェックしてみましょう！

現在あなたが加入している損害保険をチェック！
賠償責任保険の重複契約にご注意ください

- 個人賠償責任補償の特約がセットになっている
- 賠償責任補償の対象は家族全員になっている
- 自転車の対人事故における賠償責任に対応している

一つでも該当しない項目がある場合は、
自転車損害賠償保険等への加入が必要です！

詳しくは、損害保険代理店や保険会社、
自転車安全整備店にご確認ください。

自転車損害賠償保険って？
自転車利用中に他人にケガなどをさせてしまった場合における損害を補償できる保険のことです。
自動車保険や火災保険の特約でも事故の損害を補償できる場合があります。
ご自身やご家族のためにも、自転車損害賠償保険等の加入状況を確認しましょう。

保険の種類	事故の相手		自分	取扱い
	生命・身体	財産		
個人賠償責任保険	○	○	×	損害保険各社
傷害保険	×	×	○	損害保険各社
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店

10月1日から義務化

※TSマークについては4ページをご覧ください。